



第5章 実現化の方策

本マスタープランを実現化するため、具体的な方策を定めます。

1. 市民と市との協働体制の確立
2. まちづくりの重点的な施策
3. 都市計画マスタープランの効果的な運用

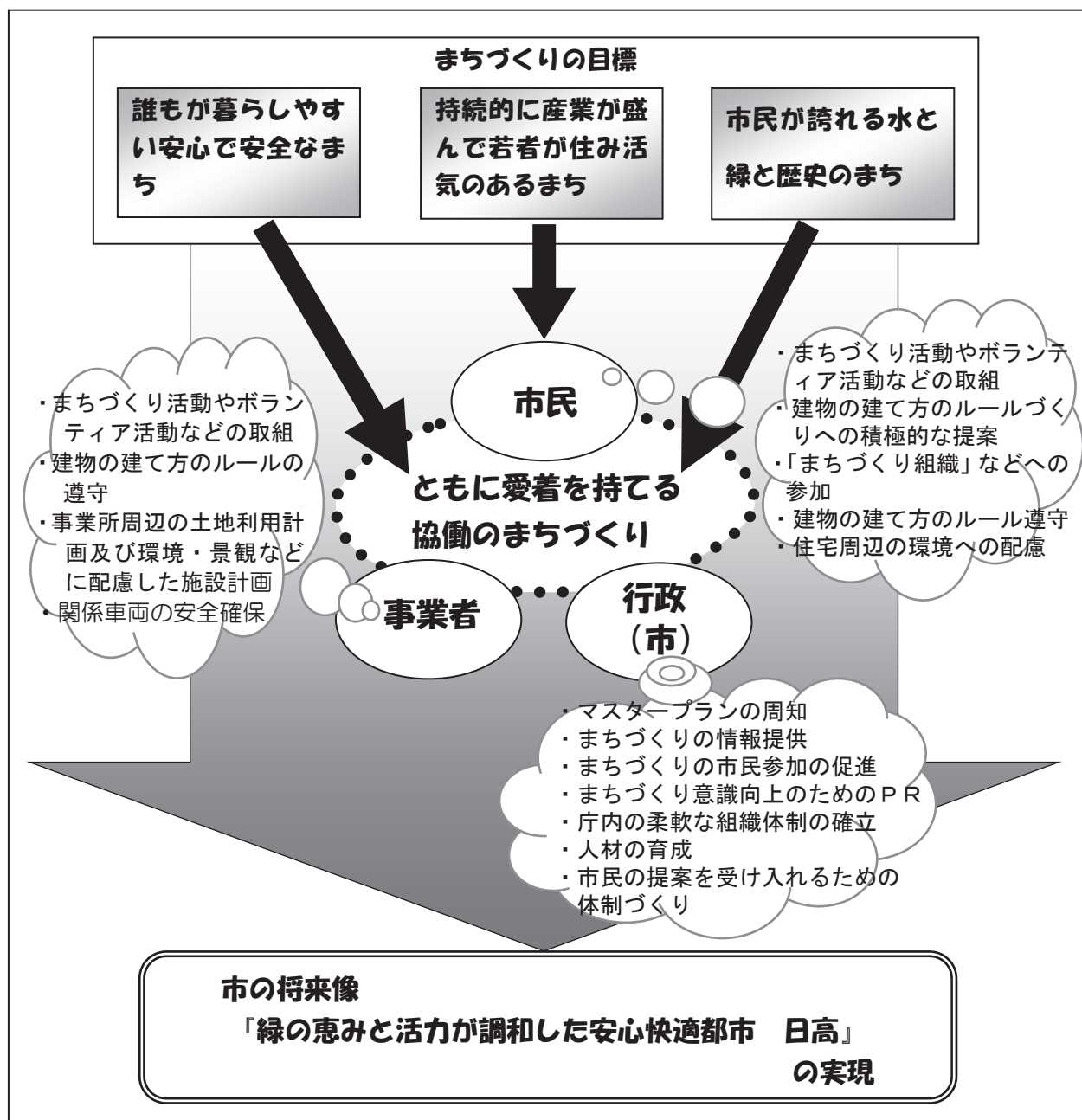
第5章 実現化の方策

本マスタープランを実現するため、次のとおり「市民と市との協働体制の確立」、「まちづくりの重点的な施策」、「マスタープランの効果的な運用」の3つの方策を推進します。

1. 市民と市との協働体制の確立

(1) 協働による推進体制

都市計画によるまちづくりを推進するには、一人一人がまちへの愛着を持ち、まちづくりに対する意識を育むことが大切です。そのために、市民（各種団体含む）、事業者、行政（市）の適切な役割分担と相互の連携を図り、それぞれの立場でそれぞれの役割を果たすことができる仕組みなどの協働体制を推進していきます。



(2) 市民の役割

協働のまちづくりにおいては、市民一人一人が、まちづくりに興味や関心を高め、都市のあり方やその方法についての知識を高める必要があります。

さらには、地域ボランティアなどの社会活動の参加を通して、市民自らがまちづくりへ参加したり、話し合いの場に積極的に取り組んでいくことも必要です。

そのためには、建物の建て方や街なか緑化のルールづくりなどについて検討を行う「まちづくり組織」などへの参加や、まちづくりに関する市民提案を行うことなど、様々な取組が求められています。

(市民の取組の例)

- ①「身近な公園の維持管理」などのまちづくり活動やボランティア活動の取組
- ②「建物の建て方のルールづくり」・「緑化のルールづくり」などの積極的な提案
- ③まちづくりの課題について検討を行う「まちづくり組織」などへの参加
- ④「開発行為や建物の建て方のルール」の遵守
- ⑤「住宅地周辺の農業環境や自然環境」への配慮

(3) 事業者の役割

事業者は、地域社会を構成する一員として、地域との調和を図りながら、事業活動を通して暮らしやすいまちづくりの実現に貢献していく必要があります。

さらには、市が目指すまちづくりの方向性を十分に理解し、まちづくり活動に参加したり、積極的に取り組んでいくことが重要です。

事業者の具体的なまちづくりの役割としては、開発行為や建物の建て方のルールの遵守や、事業所周辺の環境や景観面に配慮した施設計画など、積極的なまちづくり活動への取組が求められています。

(事業者の取組の例)

- ①「道路清掃」などのまちづくり活動やボランティア活動の取組
- ②「開発行為や建物の建て方のルール」の遵守
- ③事業所周辺の土地利用計画及び環境・景観などに配慮した施設計画
- ④事業用や通勤用車両などの周辺道路通行の際の安全確保

(4) 市の役割

協働によるまちづくりを進めるために、市民一人一人がまちづくり活動に取り組みやすい環境の整備や、市民の積極的な取組に対する支援を行います。

●都市計画マスタープランの周知

都市計画マスタープランを市民と市が共有できるように、市のホームページや広報ひだか、パンフレットを市の施設に常備することなどにより、マスタープランの周知を図ります。

●まちづくりに関する情報発信

市が進めている都市計画事業やまちづくりに関する国の制度など、広報やホームページなどを通じて情報提供を行うとともに、市役所の行政情報コーナーや図書館にまちづくりに関する資料を常備し、市民が積極的に情報を得られる環境づくりを行います。

また、まちづくりの各種情報については、市民にわかりやすい形に整理してから公表するとともに、まちづくり関連部所における相談窓口の整備により、まちづくり施策に対する理解及び参加を促進します。

●まちづくりに対する意識向上のためのPR

まちづくりに関する市民参加の必要性をPRし、市民意識の向上を目指します。

●柔軟な組織体制の構築

効果的なマスタープランの運用を目指し、市の庁内の推進体制の充実を図ります。そのためには、都市計画だけでなく、建設、建築、上下水道、農政、環境、観光、福祉、安心安全などの分野にて横断的かつ一体的な取組が必要であることから、必要に応じて、情報の連絡体制や調整会議の設置など庁内における柔軟な組織体制を構築します。

●専門的知識を備えた人材の育成と登録・派遣

これからの都市計画は、社会情勢の変化など様々な課題に対応する必要があることから、より高度な知識及び技術を備えた人材の育成が重要です。具体的には、地域の「まちづくり組織」などが課題を検討する際にはアドバイザーとしての人材が、また、まちづくりの手法が具体化した際には実際に事業を行うノウハウを持った人材が必要です。そのため、市民及び職員における専門的な知識や技術などの習得の機会を設けます。

また、県や他市町との情報交換の充実により、より複雑な課題に対応できる優れた職員の育成を図ります。

なお、専門的な知識が優れた人材の登録制度や埼玉県などの人材派遣制度を活用し、「まちづくり組織」が課題を検討する場合などへアドバイザーの派遣を行います。

●市民の提案を受け入れるための体制づくり

まちづくりに関する市民からの提案を積極的に提出しやすい環境づくりのために、市の受け入れ体制として、事務処理フローや組織体制を整えます。

また、市民が地域の課題を話し合ったり、「まちづくり提案」を検討したりするための「まちづくり組織」などを支援するなど、市の制度づくりを推進します。

2. まちづくりの重点的な施策

市の将来像『緑の恵みと活力が調和した安心快適都市 日高』を実現するために、当面日高市が取り組むべきまちづくりに関する重点的な施策をここで示します。

(1) 3つの主要な駅周辺市街地を中心とする集約した都市形成

拠点集約型都市構造の形成を目指し、高麗川駅周辺、高麗駅南西部及び武蔵高萩駅周辺の3つの主要な市街地を中心としたまちづくりに関する共通した次の施策を推進します。

●既存ストック施設を効果的に活用した3駅周辺市街地のまちづくりの推進

都市の拠点として位置付けている3つの主要な市街地においては、今ある道路等の既存ストック施設を効果的に活用しながら都市基盤整備を推進し、都市機能が集約された利便性の高い市街地拠点形成に向けた土地利用の誘導を図ります。

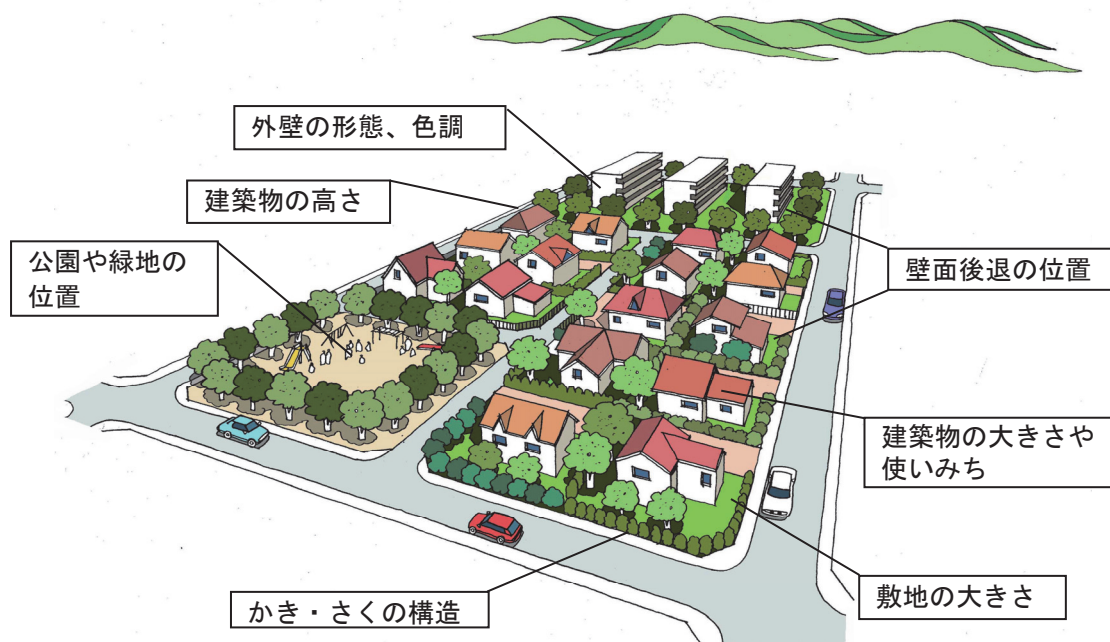
●地域ごとのルールに基づくまちづくりの推進

少子高齢社会をはじめ社会情勢の変化による生活スタイルの多様化、景観への意識の高まりなどを背景に、まちづくりにおいては、より地域の個性や実情に応じたルールづくりが求められています。

地域ごとの具体的なまちづくりルールとしては、土地区画整理事業や開発により整備された街なみを保全したり、建物の用途・形態や敷地の面積などを誘導する地区計画・建築協定や、日高らしい緑の多い街なみを目指す緑化協定などがあります。

今後は、協働によるまちづくりを推進する中で、市民が地域ごとに様々な課題について十分検討する機会を設け、その上で地域の実情にあったまちづくりの手法を選び、ルールを定め、そのルールに基づいた取組を推進します。

【地域ごとのまちづくりルールのイメージ図】

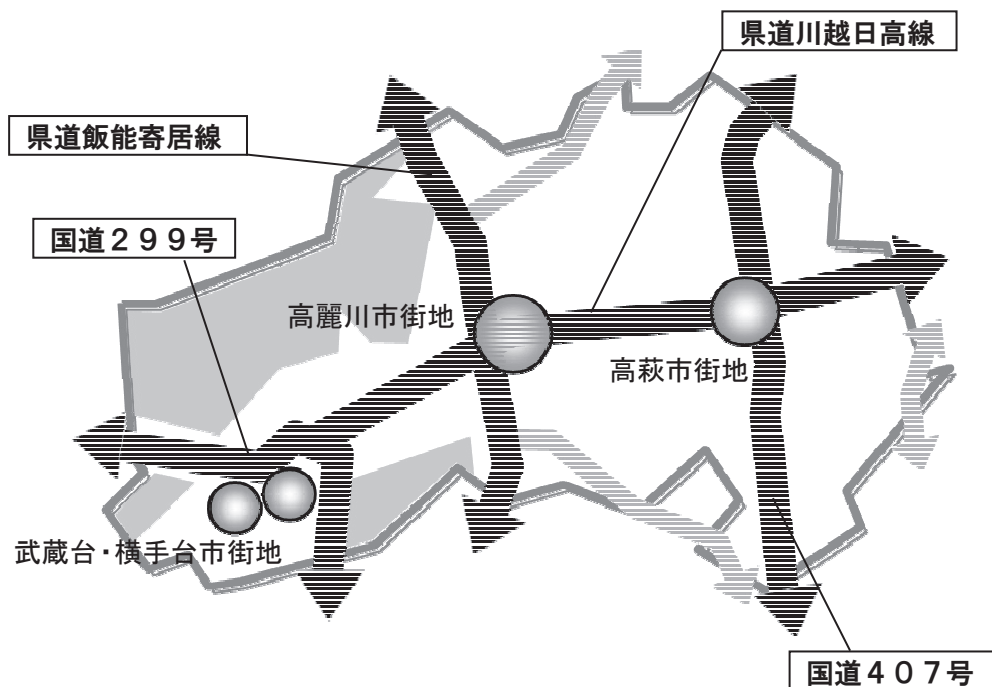


●都市や市街地を結ぶ道路の整備促進と段階的な道路ネットワーク構造の形成

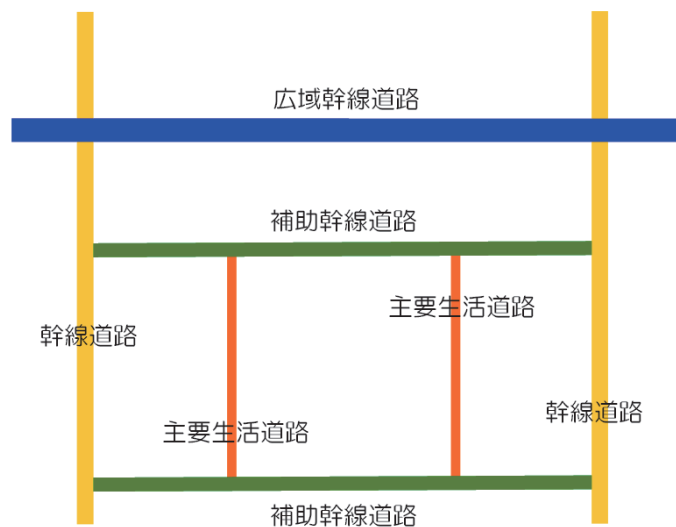
3つの主要な市街地を中心とした都市構造の実現に向けて、都市間を結ぶ国道407号、同299号、県道飯能寄居線や、3つの市街地拠点どうしを結ぶ県道川越日高線の広域幹線道路の一体的な整備促進により拠点間の連絡を強化します。

また、それらの広域幹線道路を補完する幹線道路や補助幹線道路などの県道・市道についても、既存ストックを生かしながら段階的な構成による道路ネットワーク構造の形成により、各拠点内の円滑な交通の流れの確保を図ります。

【都市や市街地を結ぶ広域幹線道路のイメージ図】



【段階的な道路構成による道路ネットワーク構造のイメージ図】



(2) 社会情勢の変化に対応した都市計画に関する施策

高齢社会や人口減少時代の到来など社会経済情勢の変化に対応して、次の都市計画に関する施策を推進します。

●歩行者に配慮した道路の整備

高齢社会の進展などから歩行者が安全に通行できることが重要であるため、主要生活道路を中心とした生活に密着した道路については、歩行者の通行スペースの確保や安全対策など歩行者に配慮した整備を図ります。



●一定の条件下における市街化調整区域の市街化区域への誘導

まちづくりにおいて効率的な土地利用を進めていくには、市街地の居住密度を維持し、または高めていく必要があります。そのため、市街化区域の拡大は、基本的に必要最小限にとどめる必要があります。

ただし、単に市街化区域の拡大を制限するだけではなく、市街地の都市機能を高めるために市街化区域に隣接し、「土地利用の方針」で市街化誘導地区として位置付けた下記の地域に限っては、民間開発を前提として市街化調整区域から市街化区域への誘導を図ります。

- ①商業機能の向上や住宅地などの都市機能の向上が期待できる地域
- ②既に市街地としての形態が整いつつある地域
- ③圏央道へのアクセス道路が整備され、民間開発により産業系・工業系土地利用が図られる可能性が高い地域

●用途地域や地区計画などのきめ細やかな見直しによる高齢社会への対応

高齢社会の進展に対応していくために、身近な商業施設や各種福祉計画に基づいた福祉施設など、地域特性や時代のニーズにきめ細かく配慮しながら用途地域や地区計画などの見直しを推進します。

●市街化調整区域内の開発許可制度における緩和区域の限定的な指定

市街化調整区域については、全体構想の「土地利用の方針」に基づき、都市計画法における開発許可制度の緩和施策による区域の指定を限定的に運用し、適切な土地利用を誘導します。

住宅の立地について開発許可を緩和する区域は、土地利用方針図の住居系地域や自然・集落共生地域、農地・集落共生地域の土地利用区域の中で、市街化区域に隣接、近接する地域で既に市街化が一定程度進んでいる地域などに限定します。

また、工場などの立地について開発許可を緩和する区域は、土地利用方針図の産業系新市街地及び工業系地域の土地利用区域に限定します。

(3) 地域資源を生かしたまちづくりの推進

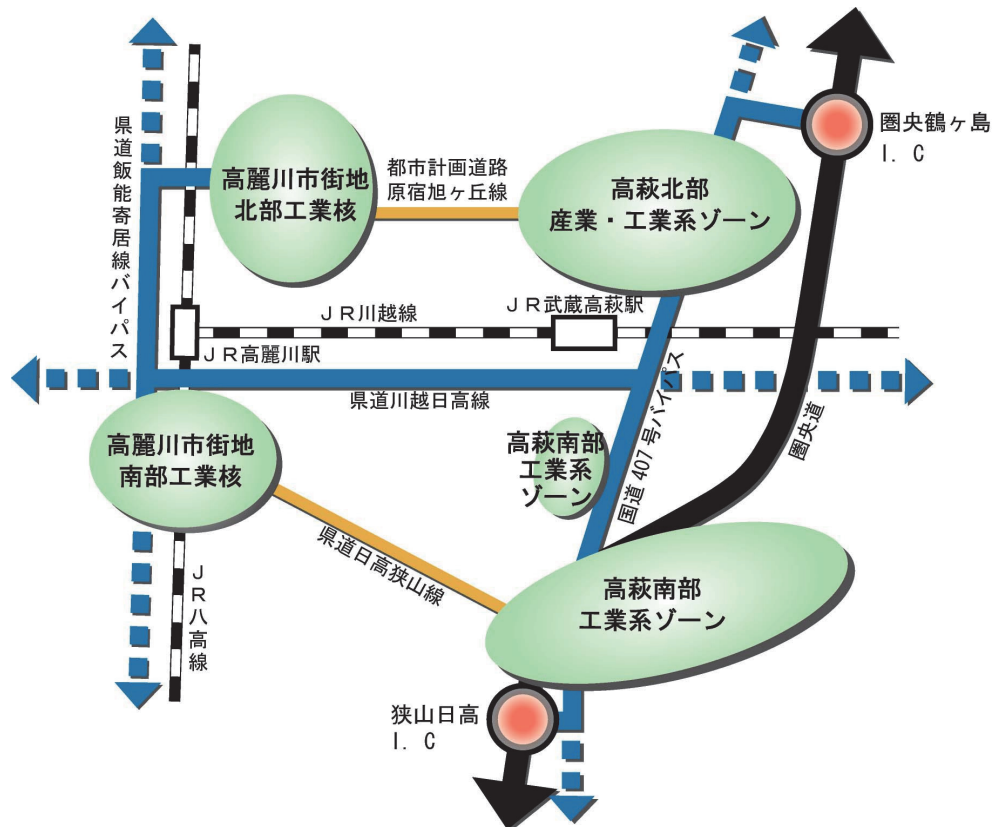
圏央道による優れた産業立地環境や豊かな観光資源を生かし、次に示すまちづくりに関する施策を推進します。

●圏央道へのアクセスと工業系土地利用ゾーンを結ぶ道路ネットワークの整備促進

圏央道は、都心から半径およそ40km～60kmに位置する環状道路です。圏央道により、関東平野を放射状に伸びている各高速自動車道路6路線が横断的に結ばれることから、当市の産業立地環境は、ますます向上することが見込まれます。

この優れた産業立地環境を生かすため、今後も引き続き計画的な工業系土地利用の誘導を図るとともに、2つのインターチェンジへのアクセス道路の整備と各工業核及び産業・工業系土地利用ゾーンを結ぶ道路ネットワークの整備促進を図ります。

【インターチェンジと工業系土地利用ゾーンを結ぶ道路ネットワークのイメージ図】



●周辺環境に配慮した土地利用の誘導

工業系土地利用の誘導を進める際には、長期的な視点で周辺の農業環境や豊かな自然環境に配慮した土地利用の誘導を図ります。

西部地区における水と緑、歴史を生かした日高らしい観光のまちづくりの推進に向けて、観光施策と連携しながら、高麗川駅と高麗駅を結ぶ「ふれあい交流軸」におけるハイキングルートなど観光に利用される回遊ルートの整備を促進します。また、自然や歴史・文化資源の保全を前提としながら、それらの資源を生かした観光スポットにおけるにぎわい・憩いの空間機能整備により、観光拠点の魅力向上を図ります。

・カワセミ街道などにおける道路施設の改善
・歩行者や自転車利用の安全確保

・歴史景観の保全

・自然環境を残した河川整備

高麗川駅から「ふれあい交流軸」への人の流れ

高麗川市街地
JR高麗川駅

県道飯能寄居線バイパス

高麗家住宅

高麗神社

聖天院

獅子岩橋

もくせい通り

高麗川

カワセミ街道

ふるさと森「日和田山」
(水と緑のふれあい交流ゾーン)

県道川越日高線

古民家

旧高麗宿の街並み

高麗郷民族資料館

「巾着田」
(水と緑のふれあい交流ゾーン)

市営田んぼが華公園

高麗駅

武蔵台・横手台市街地

高麗石器時代住居跡

高麗川

・レクリエーション地域としての継続的な保全・充実
・休憩施設や道標など観光施設の充実
・市民ボランティアによる保全

・駅から観光地への安全な歩行空間の確保と利便施設の充実
・西口駅前の観光案内所、休憩場所等の充実

・既存歩道の段差解消による歩きやすい歩行空間の確保

・親水性に優れた河川環境の創出

・市民に親しまれる緑地の保全形成

・駅から観光地への安全な歩行空間の確保と利便施設の充実
・観光ネットワーク拠点としての施設の充実

凡例

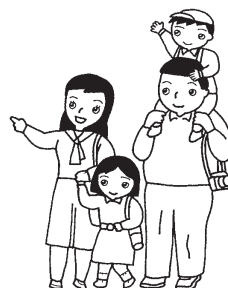
○ 主な観光拠点

● 観光拠点ネットワーク

● 水辺のふれあいスポット

● 市民農園

→ ふれあい交流軸



3. 都市計画マスタープランの効果的な運用

(1) 長期的な行財政運営の観点による計画的なまちづくりの推進

都市計画によるまちづくりは、多大な労力と費用を要する事業であるため、都市基盤などの既存ストック施設を有効に活用するとともに、長期的な行財政運営の観点から計画的かつ効果的なまちづくりを推進します。

(2) マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランの達成状況、効果を具体的に検証できるよう、評価指標（数値目標）を導入します。

評価指標は、『まちづくりの基本理念』、『まちづくりの目標』に対応する指標を設定します。

まちづくりの基本理念

「緑の恵みと活力が調和した安心快適都市 日高」

評価指標	実績値 令和5年度	目標値 令和12年度
まちづくりの満足度の向上	3.09	3.00 未満

まちづくりの目標

- 誰もが暮らしやすい安心で安全なまち
- 持続的に産業が盛んで若者が住み活気のあるまち
- 市民が誇れる水と緑と歴史のまち

評価指標	実績値 令和5年度	目標値 令和12年度
民営事業所数（件）	1,823 (令和3年度)	1,867
新規産業用地の面積（ha）	0	24
鉄道駅の1日当たり平均乗車人数の増加 （人／日）	8,033 (令和4年度)	9,450

なお、進行管理に当たっては、達成度の市民への公表やそれに対する市民や地域の意見が反映できる仕組みの構築に努めていきます。

(3) 社会情勢等の変化に対応したマスタープランの見直し

マスタープランは、目標年次を 20 年後としており、長期的な観点から都市の将来像を実現するための指針となるものです。しかしながら、時々刻々と変化している社会情勢や都市の抱える課題などに適切に対応していくために、総合計画にあわせた 10 年後など、必要に応じて見直しを行います。なお、見直し時も、市民と市との協働により策定作業を行います。

(4) 国、県、関係機関等との連携強化

マスタープランで市の方向性を明確に示すことにより、今後のまちづくりに係る個別具体的な施策立案や事業実施に際して、国・県や周辺市町等の関係機関との連携強化を図ります。また、国道や県道、河川等の事業者である国や県に対して事業の早期実現を促します。

